

川崎市消防局訓令第 1 1 号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令

川崎市救急業務実施規程（平成２３年消防局訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第８号中「令第４４条第３項」を「令第４４条第５項」に改める。

別表第２ 中原救急隊・中原デイトタイム救急隊の部中

中原救急隊・中原デイトタイム救急隊	1	中原区の区域のうち、木月伊勢町、木月佐吉町、今井南町	中原隊	井田	平岡	加瀬	小田中	新作	野川	高津
	2	中原区の区域のうち、上丸子天神町、小杉町１丁目、小杉町２丁目、小杉町３丁目、小杉陣屋町１丁目、小杉陣屋町２丁目	中原隊	小田中	平岡	井田	新作	高津	加瀬	野川
	3	中原区の区域のうち、新丸子町、新丸子東１丁目、新丸子東２丁目、新丸子東３丁目、丸子通１丁目、丸子通２丁目、上丸子山王町１丁目、上丸子山王町２丁目、上丸子八幡町、市ノ坪の一部（横須賀線以西を除く。）、中丸子の一部（横須賀線以西を除く。）、下沼部、上丸子、小杉	中原隊	平岡	井田	小田中	加瀬	新作	幸	高津

を

中原救急隊・中原デイトタイム救急隊	1	中原区の区域のうち、木月伊勢町、木月佐吉町、今井南町	中原隊	井田	平岡	加瀬	小田中	新作	野川	高津幸
	2	中原区の区域のうち、上丸子天神町、小杉町１丁目、小杉町２丁目、小杉町３丁目、小杉陣屋町１丁目、小杉陣屋町２丁目	中原隊	小田中	平岡	井田	新作	高津幸	加瀬	野川
	3	中原区の区域のうち、新丸子町、新丸子東１丁目、新丸子東２丁目、新丸子東３丁目、丸子通１丁目、丸子通２丁目、上丸子山王町１丁目、上丸子山王町２丁目、上丸子八幡町、市ノ坪の一部（横須賀線以西を除く。）、中丸子の一部（横須賀線以西を除く。）、下沼部、上丸子、小杉	中原隊	平岡	井田	小田中	加瀬	新作	幸	高津幸

に、井田救急隊の部中

井田救急隊	1	中原区の区域のうち、木月１丁目、木月２丁目、木月３丁目、木月４丁目、木月醍醐町、木月大町、今井仲町、今井西町、井田１丁目、井田２丁目、井田３丁目、井田三好町、井田杉山町、井田中ノ町	井田	中原隊	平岡	加瀬	小田中	新作	野川	高津
	2	中原区の区域のうち、下小田中３丁目、下小田中４丁目、下小田中５丁目、下小田中６丁目	井田	中原隊	小田中	野川	新作	平岡	高津	加瀬
	3	高津区の区域のうち、鯉ヶ谷、引津	井田	野川	新作	中原隊	小田中	高津	平岡	加瀬

を

「

井田救急隊	1	中原区の区域のうち、本月1丁目、本月2丁目、本月3丁目、本月4丁目、本月範囲町、本月大町、今井仲町、今井西町、井田1丁目、井田2丁目、井田3丁目、井田三徳町、井田杉山町、井田中ノ町	井田	中原泰	平間	加瀬	小田中	新作	野川	高津泰
	2	中原区の区域のうち、下小田中3丁目、下小田中4丁目、下小田中5丁目、下小田中6丁目	井田	中原泰	小田中	野川	新作	平間	高津泰	加瀬
	3	高津区の区域のうち、麓ヶ谷、引津	井田	野川	新作	中原泰	小田中	高津泰	平間	加瀬

」

に、小田中救急隊の部中

「

小田中救急隊	1	中原区の区域のうち、小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目、宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目、等々方	小田中	中原泰	新作	井田	高津	野川	平間	久地
	2	中原区の区域のうち、新城1丁目、新城2丁目、新城3丁目、新城4丁目、新城町、下新城1丁目、下新城2丁目、下新城3丁目、上小田中1丁目、上小田中2丁目、上小田中3丁目、上小田中4丁目、上小田中5丁目、上小田中6丁目、上小田中7丁目、今井上町	小田中	新作	中原泰	高津	井田	野川	宮崎	平間
	3	高津区の区域のうち、下野毛1丁目、下野毛2丁目、下野毛3丁目	小田中	新作	高津	中原泰	井田	野川	宮崎	平間
	4	中原区の区域のうち、上小田中1丁目、上小田中2丁目	小田中	井田	新作	中原泰	野川	高津	平間	宮崎

」

を

「

小田中救急隊	1	中原区の区域のうち、小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目、宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目、等々方	小田中	中原泰	新作	井田	高津泰	野川	平間	久地
	2	中原区の区域のうち、新城1丁目、新城2丁目、新城3丁目、新城4丁目、新城町、下新城1丁目、下新城2丁目、下新城3丁目、上小田中1丁目、上小田中2丁目、上小田中3丁目、上小田中4丁目、上小田中5丁目、上小田中6丁目、上小田中7丁目、今井上町	小田中	新作	中原泰	高津泰	井田	野川	宮崎	平間
	3	高津区の区域のうち、下野毛1丁目、下野毛2丁目、下野毛3丁目	小田中	新作	高津泰	中原泰	井田	野川	宮崎	平間
	4	中原区の区域のうち、上小田中1丁目、上小田中2丁目	小田中	井田	新作	中原泰	野川	高津泰	平間	宮崎

」

に、高津救急隊の部中

「

高津救急隊	1	高津区の区域のうち、溝口1丁目（主要地方道鶴見溝ノ口線以北）、溝口2丁目、溝口3丁目、溝口4丁目、溝口5丁目、二子1丁目、二子2丁目、二子3丁目、二子4丁目、二子5丁目、二子6丁目	高津	久地	新作	小田中	宿河原	野川	宮崎	向丘
	2	高津区の区域のうち、諏訪1丁目、諏訪2丁目、諏訪3丁目、北見方1丁目、北見方2丁目、北見方3丁目、瀬田、坂戸1丁目、坂戸2丁目、坂戸3丁目、久木3丁目	高津	新作	小田中	久地	野川	宮崎	宿河原	宮崎

」

を

「

高津救急隊・高津デイトム救急隊	1	高津区の区域のうち、溝口1丁目（主要地方道鶴見港ノ口線以北）、溝口2丁目、溝口3丁目、溝口4丁目、溝口5丁目、二子1丁目、二子2丁目、二子3丁目、二子4丁目、二子5丁目、二子6丁目	高津寮	久地	新作	小田中	宿河原	野川	宮前	向丘
	2	高津区の区域のうち、諏訪1丁目、諏訪2丁目、諏訪3丁目、北見方1丁目、北見方2丁目、北見方3丁目、瀬田、坂戸1丁目、坂戸2丁目、坂戸3丁目、久本3丁目	高津寮	新作	小田中	久地	野川	宮崎	宿河原	宮前

」

に、久地救急隊の部中

「

久地救急隊	1	高津区の区域のうち、溝口6丁目、久地、久地1丁目、久地2丁目、久地3丁目、久地4丁目、宇奈根、下作延、下作延1丁目、下作延2丁目、下作延4丁目、下作延5丁目、下作延6丁目、下作延7丁目	久地	高津	新作	宿河原	向丘	宮前	小田中	宮崎
	2	多摩区の区域のうち、服1丁目、服2丁目、服3丁目	久地	宿河原	高津	向丘	宮前	多摩	新作	宮崎

」

を

「

久地救急隊	1	高津区の区域のうち、溝口6丁目、久地、久地1丁目、久地2丁目、久地3丁目、久地4丁目、宇奈根、下作延、下作延1丁目、下作延2丁目、下作延4丁目、下作延5丁目、下作延6丁目、下作延7丁目	久地	高津寮	新作	宿河原	向丘	宮前	小田中	宮崎
	2	多摩区の区域のうち、服1丁目、服2丁目、服3丁目	久地	宿河原	高津寮	向丘	宮前	多摩	新作	宮崎

」

に、新作救急隊の部中

「

新作救急隊	1	高津区の区域のうち、溝口1丁目（主要地方道鶴見港ノ口線以北を除く。）、久本1丁目、久本2丁目、末長1丁目、末長2丁目、末長3丁目、末長4丁目、新作1丁目、新作2丁目、新作3丁目、新作4丁目、新作5丁目、新作6丁目、千年 中原区の区域のうち、上新城1丁目、上新城2丁目	新作	高津	小田中	久地	野川	宮崎	井田	宮前
	2	高津区の区域のうち、千母口、千母口富士見台、千年新町 中原区の区域のうち、新城、新城5丁目	新作	野川	小田中	高津	宮崎	久地	井田	宮前

」

を

「

新作救急隊	1	京津区の区域のうち、溝口1丁目（主要地方道鶴見湾河口線以北を除く。）、久本1丁目、久本2丁目、末長1丁目、末長2丁目、末長3丁目、末長4丁目、新作1丁目、新作2丁目、新作3丁目、新作4丁目、新作5丁目、新作6丁目、千年 中原区の区域のうち、上新城1丁目、上新城2丁目	新作	高津幸	小田中	久地	野川	宮崎	井田	宮前
	2	京津区の区域のうち、千母口、千母口富士見台、千年新町 中原区の区域のうち、新城、新城5丁目	新作	野川	小田中	高津幸	宮崎	久地	井田	宮前

」

に、宮前救急隊の部中

「

宮前救急隊	1	宮前区の区域のうち、葛沼3丁目、葛沼4丁目、上橋1丁目、上橋2丁目、上橋3丁目、上橋4丁目、上橋5丁目、上橋6丁目、上橋7丁目、神木1丁目、宮崎6丁目、宮前平1丁目、宮前平2丁目、宮前平3丁目、けやき平	宮前	向丘	宮崎	菅生	野川	新作	宿河原	久地
	2	宮前区の区域のうち、宮崎、宮崎1丁目、宮崎2丁目、宮崎3丁目、宮崎4丁目、宮崎5丁目、神木2丁目 高津区の区域のうち、下作延3丁目	宮前	向丘	宮崎	野川	新作	高津幸	久地	宿河原

」

を

「

宮前救急隊	1	宮前区の区域のうち、葛沼3丁目、葛沼4丁目、上橋1丁目、上橋2丁目、上橋3丁目、上橋4丁目、上橋5丁目、上橋6丁目、上橋7丁目、神木1丁目、宮崎6丁目、宮前平1丁目、宮前平2丁目、宮前平3丁目、けやき平	宮前	向丘	宮崎	菅生	野川	新作	宿河原	久地
	2	宮前区の区域のうち、宮崎、宮崎1丁目、宮崎2丁目、宮崎3丁目、宮崎4丁目、宮崎5丁目、神木2丁目 高津区の区域のうち、下作延3丁目	宮前	向丘	宮崎	野川	新作	高津幸	久地	宿河原

」

に、野川救急隊の部中

「

野川救急隊	1	宮前区の区域のうち、梶ヶ谷 高津区の区域のうち、梶ヶ谷1丁目、梶ヶ谷2丁目、梶ヶ谷3丁目、梶ヶ谷4丁目、梶ヶ谷5丁目、梶ヶ谷6丁目	野川	宮崎	宮前	向丘	新作	久地	小田中	井田
	2	宮前区の区域のうち、野川本町1丁目、野川本町2丁目、野川本町3丁目、南野川1丁目、南野川2丁目、南野川3丁目、西野川1丁目、西野川2丁目、西野川3丁目、野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、 高津区の区域のうち、奥野川1丁目、奥野川2丁目、北野川、久末	野川	宮崎	宮前	井田	新作	小田中	向丘	高津

」

を

「

野川救急隊	1	宮前区の区域のうち、梶ヶ谷 高津区の区域のうち、梶ヶ谷1丁目、梶ヶ谷2丁目、 梶ヶ谷3丁目、梶ヶ谷4丁目、梶ヶ谷5丁目、 梶ヶ谷6丁目	野川	宮崎	宮前	向丘	新作	久地	小田中	井田
	2	宮前区の区域のうち、野川本町1丁目、野川本町2丁目、 野川本町3丁目、南野川1丁目、南野川2丁目、 南野川3丁目、西野川1丁目、西野川2丁目、 西野川3丁目、野川台1丁目、野川台2丁目、野川台3丁目、 高津区の区域のうち、成野川1丁目、成野川2丁目、 北野川、久末	野川	宮崎	宮前	井田	新作	小田中	向丘	高津泰

」

に、宮崎救急隊の部中

「

宮崎救急隊	1	宮前区の区域のうち、小台1丁目、小台2丁目、鷺沼1丁目、 鷺沼2丁目、有馬1丁目、有馬2丁目、有馬3丁目、 有馬4丁目、有馬5丁目、有馬6丁目、有馬7丁目、 有馬8丁目、有馬9丁目	宮崎	宮前	向丘	野川	菅生	新作	久地	宿河原
	2	宮前区の区域のうち、馬絹1丁目、馬絹2丁目、馬絹3丁目、 馬絹4丁目、馬絹5丁目、馬絹6丁目、東有馬1丁目、 東有馬2丁目、東有馬3丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目	宮崎	野川	宮前	向丘	新作	高津	久地	菅生

」

を

「

宮崎救急隊	1	宮前区の区域のうち、小台1丁目、小台2丁目、鷺沼1丁目、 鷺沼2丁目、有馬1丁目、有馬2丁目、有馬3丁目、有馬4丁目、 有馬5丁目、有馬6丁目、有馬7丁目、有馬8丁目、有馬9丁目	宮崎	宮前	向丘	野川	菅生	新作	久地	宿河原
	2	宮前区の区域のうち、馬絹1丁目、馬絹2丁目、馬絹3丁目、 馬絹4丁目、馬絹5丁目、馬絹6丁目、東有馬1丁目、東有馬2丁目、 東有馬3丁目、東有馬4丁目、東有馬5丁目	宮崎	野川	宮前	向丘	新作	高津泰	久地	菅生

」

に、宿河原救急隊の部中

「

宿河原救急隊	1	多摩区の区域のうち、宿河原1丁目、宿河原3丁目、 宿河原4丁目、宿河原5丁目、宿河原6丁目、宿河原7丁目	宿河原	久地	多摩	向丘	高津	宮前	栗谷	菅
	2	多摩区の区域のうち、長尾1丁目、長尾2丁目、 長尾3丁目、長尾4丁目、長尾5丁目、長尾6丁目、 長尾7丁目	宿河原	向丘	久地	宮前	多摩	菅生	高津	宮崎
	3	多摩区の区域のうち、登戸（小田急小田原線以東）、 宿河原2丁目、東生田1丁目、東生田2丁目	宿河原	多摩	向丘	久地	菅	菅生	宮前	宮崎

」

を

「

宿河原救急隊	1	多摩区の区域のうち、宿河原1丁目、宿河原3丁目、 宿河原4丁目、宿河原5丁目、宿河原6丁目、宿河原7丁目	宿河原	久地	多摩	向丘	高津泰	宮前	栗谷	菅
	2	多摩区の区域のうち、長尾1丁目、長尾2丁目、 長尾3丁目、長尾4丁目、長尾5丁目、長尾6丁目、 長尾7丁目	宿河原	向丘	久地	宮前	多摩	菅生	高津泰	宮崎
	3	多摩区の区域のうち、登戸（小田急小田原線以東）、 宿河原2丁目、東生田1丁目、東生田2丁目	宿河原	多摩	向丘	久地	菅	菅生	宮前	宮崎

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 ※はデイトタイム救急隊及びフルタイム救急隊を示す。なお、デイトタイム救急隊の運用時において、災害発生場所から各救急隊の距離が同じ又はデイトタイム救急隊の方が近い場合は、デイトタイム救急隊が優先して出場する。

別表第3 第3京浜道路の項中

「

第3京浜道路	川崎インターチェンジから第3京浜道路起点間の上り線及び川崎インターチェンジから都筑インターチェンジ間の下り線	新作	高津	小田中	野川	井田	久地	宮崎	宮前
--------	--	----	----	-----	----	----	----	----	----

」

を

「

第3京浜道路	川崎インターチェンジから第3京浜道路起点間の上り線及び川崎インターチェンジから都筑インターチェンジ間の下り線	新作	高津※	小田中	野川	井田	久地	宮崎	宮前
--------	--	----	-----	-----	----	----	----	----	----

」

に改める。

別表第4 5の項中

「

5	横浜市港北区の区域のうち日吉一丁目、日吉二丁目、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、下田町一丁目、下田町二丁目、下田町三丁目、下田町四丁目、下田町五丁目、下田町六丁目	井田	中原※	野川	加瀬	新作	平間	小田中	高津
---	---	----	-----	----	----	----	----	-----	----

」

を

「

5	横浜市港北区の区域のうち日吉一丁目、日吉二丁目、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、下田町一丁目、下田町二丁目、下田町三丁目、下田町四丁目、下田町五丁目、下田町六丁目	井田	中原※	野川	加瀬	新作	平間	小田中	高津※
---	---	----	-----	----	----	----	----	-----	-----

」

に、 6 の項中

「

6	横浜市港北区の区域のうち高田町、高田東一丁目、高田東二丁目、高田東三丁目、高田東四丁目、高田西一丁目、高田西二丁目、高田西三丁目、高田西四丁目、高田西五丁目	野川	井田	宮崎	宮前	新作	小田中	高津	中原※
	横浜市都筑区の区域のうち東山田町、東山田一丁目、東山田二丁目、東山田三丁目、東山田四丁目、南山田町、南山田一丁目、南山田二丁目、南山田三丁目、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、北山田七丁目								

」

を

「

6	横浜市港北区の区域のうち高田町、高田東一丁目、高田東二丁目、高田東三丁目、高田東四丁目、高田西一丁目、高田西二丁目、高田西三丁目、高田西四丁目、高田西五丁目	野川	井田	宮崎	宮前	新作	小田中	高津※	中原※
	横浜市都筑区の区域のうち東山田町、東山田一丁目、東山田二丁目、東山田三丁目、東山田四丁目、南山田町、南山田一丁目、南山田二丁目、南山田三丁目、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、北山田七丁目								

」

に、 7 の項中

「

7	横浜市都筑区の区域のうち牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目、牛久保西一丁目、牛久保西三丁目、牛久保東一丁目、牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、すみれが丘、大榎町、大榎西、中川六丁目、中川中央一丁目、あゆみが丘	宮崎	宮前	野川	向丘	菅生	高津	久地	宿河原
	横浜市青葉区の区域のうち新石川一丁目、新石川二丁目、新石川三丁目、新石川四丁目								

」

を

「

7	横浜市都筑区の区域のうち牛久保町、牛久保一丁目、牛久保二丁目、牛久保三丁目、牛久保西一丁目、牛久保西三丁目、牛久保東一丁目、牛久保東二丁目、牛久保東三丁目、すみれが丘、大標町、大標西、中川六丁目、中川中央一丁目、あゆみが丘 横浜市青葉区の区域のうち新石川一丁目、新石川二丁目、新石川三丁目、新石川四丁目	宮崎	宮前	野川	向丘	菅生	高津※	久地	宿河原
---	--	----	----	----	----	----	-----	----	-----

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表による救急隊の出場は被応援側から応援要請のあった場合とし
※はデイトタイム救急隊及びフルタイム救急隊を示す。なお、デイトタイム救急隊の運用時において、災害発生場所から各救急隊の距離が同じ又はデイトタイム救急隊の方が近い場合は、デイトタイム救急隊が優先して出場する。

別表第5 4の項中

「

4	大田区の区域のうち田園調布本町、田園調布南、田園調布一丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目	中原※	平間	小田中	井田	幸	加瀬	高津	南河原
---	---	-----	----	-----	----	---	----	----	-----

」

を

「

4	大田区の区域のうち田園調布本町、田園調布南、田園調布一丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目	中原※	平間	小田中	井田	幸	加瀬	高津※	南河原
---	---	-----	----	-----	----	---	----	-----	-----

」

に、6の項中

「

6	世田谷区の区域のうち等々力一丁目、等々力二丁目、玉堤一丁目、玉堤二丁目、尾山台一丁目、尾山台二丁目、上野毛一丁目、上野毛二丁目、上野毛三丁目、上野毛四丁目、野毛一丁目、野毛二丁目、野毛三丁目、中町一丁目、中町二丁目、玉川一丁目、玉川二丁目、玉川三丁目、玉川四丁目	高津	新作	小田中	中原※	久地	宿河原	平間	井田
---	---	----	----	-----	-----	----	-----	----	----

」

を

「

6	世田谷区の区域のうち等々力一丁目、等々力二丁目、玉堤一丁目、玉堤二丁目、尾山台一丁目、尾山台二丁目、上野毛一丁目、上野毛二丁目、上野毛三丁目、上野毛四丁目、野毛一丁目、野毛二丁目、野毛三丁目、中町一丁目、中町二丁目、玉川一丁目、玉川二丁目、玉川三丁目、玉川四丁目	高津※	新作	小田中	中原※	久地	宿河原	平間	井田
---	---	-----	----	-----	-----	----	-----	----	----

」

に、7の項中

「

7	狛江市の区域のうち中和泉一丁目、中和泉二丁目、中和泉三丁目、中和泉四丁目、中和泉五丁目、西和泉一丁目、西和泉二丁目、和泉本町一丁目、和泉本町二丁目、和泉本町三丁目、和泉本町四丁目、東和泉一丁目、東和泉二丁目、東和泉三丁目、東和泉四丁目、元和泉一丁目、元和泉二丁目、元和泉三丁目、猪方一丁目、猪方二丁目、猪方三丁目、猪方四丁目、駒井町一丁目、駒井町二丁目、駒井町三丁目	多摩	宿河原	久地	菅	栗谷	向丘	高津	新作
---	---	----	-----	----	---	----	----	----	----

」

を

「

7	狛江市の区域のうち中和泉一丁目、中和泉二丁目、中和泉三丁目、中和泉四丁目、中和泉五丁目、西和泉一丁目、西和泉二丁目、和泉本町一丁目、和泉本町二丁目、和泉本町三丁目、和泉本町四丁目、東和泉一丁目、東和泉二丁目、東和泉三丁目、東和泉四丁目、元和泉一丁目、元和泉二丁目、元和泉三丁目、猪方一丁目、猪方二丁目、猪方三丁目、猪方四丁目、駒井町一丁目、駒井町二丁目、駒井町三丁目	多摩	宿河原	久地	菅	栗谷	向丘	高津※	新作
---	---	----	-----	----	---	----	----	-----	----

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表による救急隊の出場は被応援側から応援要請のあった場合とし、※はデイトタイム救急隊及びフルタイム救急隊を示す。なお、デイトタイム救急隊の運用時において、災害発生場所から各救急隊の距離が同じ又はデイトタイム救急隊の方が近い場合は、デイトタイム救急隊が優先して出場する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。